

改定	現行	摘 要
<p data-bbox="468 552 1012 615" style="text-align: center;">測量業務共通仕様書</p> <div data-bbox="1003 949 1299 1390" style="text-align: right;"> <p>平成 9年 4月 改定 平成19年10月 一部改定 平成22年10月 一部改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 平成29年10月 一部改定 平成30年10月 一部改定 令和元年10月 一部改定 令和 2年 4月 一部改定 令和 2年10月 一部改定</p> </div> <p data-bbox="537 1724 937 1776" style="text-align: center;">山梨県県土整備部</p>	<p data-bbox="1703 552 2246 615" style="text-align: center;">測量業務共通仕様書</p> <div data-bbox="2237 949 2534 1356" style="text-align: right;"> <p>平成 9年 4月 改定 平成19年10月 一部改定 平成22年10月 一部改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 平成29年10月 一部改定 平成30年10月 一部改定 令和元年10月 一部改定 令和 2年 4月 一部改定</p> </div> <p data-bbox="1771 1724 2172 1776" style="text-align: center;">山梨県県土整備部</p>	

改定	現行	摘 要
<p>第127条 受注者の賠償責任等</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第25条に規定する一般的損害、契約書第26条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第38条に規定する契約不適合責任として請求された場合</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>第133条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達令和2年3月、建設工事必携に掲載)を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号令和元年9月2日、建設工事必携に掲載)を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p>	<p>第127条 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第25条に規定する一般的損害、契約書第26条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第38条に規定する瑕疵責任に係る損害</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>第133条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術調査課平成29年3月、建設工事必携に掲載)を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省事務次官通達平成5年1月12日、建設工事必携に掲載)を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p>	